

釈道安に見る仏教と戦争・平和の問題： 前秦王符堅との関係を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-12-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 多田, 修 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1650

釈道安に見る仏教と戦争・平和の問題

―前秦王苻堅との関係を中心に―

武蔵野大学仏教文化研究所研究員

多田 修

序

前秦王・苻堅（三三八～三八五）は華北を統一し、さらに天下統一を目指し江南の東晋への遠征を企てた。群臣や道安（三一二～三八五）がそれに反対したものの苻堅は強行し、淝水の戦い（三八三年）に敗れた。この時の道安の諫言が、仏教の教義にもとづくものでないことは、既に指摘されている⁽¹⁾。しかし、その理由についての考察は、管見では確認できない。そこで、東晋との戦いに道安が反対した理由とその論拠について検討する。

一、道安から苻堅への諫言の内容

道安が苻堅に、東晋遠征を実施しないよう申し入れたことは、いくつかの史料に見える。そのうち、『出三藏記集』『高僧伝』『晋書』が主要なものと思われる。そこには、以下のように記される。

『出三藏記集』巻一五

初^ニ堅、承^ク石氏之乱^ヲ至^ニ是^ニ民戸殷富^ニ四方略^ニ定^ム。唯有^リ東南ノ一隅^ノ未^レ能^ハ抗^シ服^{スル}コト。堅、毎^ニ与^ト侍臣談話^シ未^ダ嘗^テ不^ルコト欲^ス平^一一^{セント}江左欲^テ以^テ晋帝為^シ僕射^ト謝安為^シ侍中^ト。堅ノ弟平陽公融^ト及^チ朝臣ノ石越原紹、並^ニ切諫^ス終^ニ不^レ能^ク廻^{スル}コト。紹以^テ安為^シ堅所^ニ敬信^セ乃^チ共^ニ請^セ曰^ク「主上^ハ將^ニ有^レ事^ト東南^ニ。公、何^ゾ能^ク不^レ為^シ蒼生ノ故^ニ一言^ヲ耶」。会^ニ堅、出^テ東苑命^シ安昇^レ輦^ニ同載^{セシム}。僕射權翼、諫^メ曰^ク「臣聞、天子ノ法駕侍中陪乘^{スル}ト。道安ハ毀形^ヲ、寧^ッ可^キ參^シ廁^{シテ}乘^ル輦^ニ」。堅、懷然^{トシテ}作^シ色^ヲ曰^ク「安公道德可^ク尊^ム。朕、将^テ拳^ル天下^ヲ不^レ易^ハ。雖輿輦之榮^ト乃^チ是^レ為^シ其ノ臭腐^ノ耳」。即^チ勅^シ翼扶^テ之^ヲ而登^レ輿^ニ。俄^ニ而顧^ミ謂^ク安公曰^ク「朕、将^テ与^シ公南^ニ遊吳越整^ヘ六師而巡狩^シ陟^{リテ}會稽^ニ而觀^シ滄海^ヲ。不^レ亦樂^シ乎」。安、对^ヘ曰^ク「檀越^ハ応^テ天^ニ御^シ世^ヲ有^リ八州之富^ニ。居^シ中土^ニ而制^シ四海^ヲ宜^シ棲神^ヲ無^ク与^ト堯・舜^ノ比^フ隆^ヲ。今欲^テ以^テ百萬之衆^ヲ求^メ厭^ノ田^ノ下^ノ下^ノ之土^ヲ。且東南ノ地卑^シ氣厲^シ。昔、舜・禹遊^テ而反^ラ。秦皇適^テ而弗^レ歸^ル。以^テ貧道^ヲ觀^シ之^ヲ非^ニ愚心^ノ所^ニ同^{スル}也。平陽公懿戚^{ナリ}、石越重臣^{ナリ}。並^ニ謂^フ不^レ可^ク、猶尚見拒^ムコトヲ。貧道輕淺^ニ言^ハ必^シ不^レ允^ミ既^ニ荷^シ厚遇^ヲ敢^テ不^レ盡^シ誠^ヲ耳」。

堅曰ク「非サル為ニ地不レ広。民不レ足治ムルニ也。將デセン簡ニ天心ヲ明ラカニ大運ノ所在ル耳。順ヒテ時ニ巡狩スルハ亦著ナル前典ニ。若キハ如來ノ言ノ則帝王無キ省方ヲ之文一乎」。安曰ク「若シ鑾駕必動タナラハ可下暫ク幸シテ洛陽ニ抗レ威ヲ奮レ銳ヲ伝中檄ヲ江南上。如シ其不レ服セ伐レ之ヲ未レ晩ヲ」。堅不レ從ハ。遂ニ遣ニ平陽公融等ヲ精銳二十五萬為ニ前鋒ト、堅躬率ニ步騎六十萬一到。頃晋遣ニ征虜將軍謝石・徐州刺史謝玄ヲ拒レ之ヲ。堅ノ軍ハ大ニ崩。晋軍還リテ逐クルコト北ヘ三十余里。死者相枕ス。融馬倒レ隕レ首ヲ。堅單騎ニシテ而遁ル。如シ所レカ諫メ焉。⁽²⁾

『高僧伝』卷五「釈道安」

初二堅、承ケ石氏之乱一至是ニ民戸殷富ニシテ定マル。東ハ極ニ滄海一西ハ併ニ龜茲一南ハ苞ニ襄陽一北ハ尽ニ沙漠ヲ。唯建業ノ一隅ニ未レ能ハ抗伏スルコト。堅、毎ニ与ニ侍臣談話スル未嘗テ欲平一シ江左ヲ以テ晋帝ヲ為シ僕射ト謝安ヲ為シ侍中ト。堅ノ弟ノ平陽公融ト及ヒ朝臣ノ石越ト原紹等、並ヒ切諫スルモ終ニ不レ能ハ廻ル。衆ハ以テ安ヲ為シ堅ノ所ニシテ信敬一セ乃チ共ニ請ヒテ曰ク「主上將レ有ラント事ニ東南ニ。公、何ソ不レ能ハ蒼生ヲ致スコト一言ヲ耶」。会、堅、出ニ東苑ニ命レテ安ニ升リテ輦ニ同載セシム。僕射權翼、諫メ曰ク「臣聞ク、天子ノ法駕侍中陪乘スルト。道安ハ毀レツ形ヲ、寧ソ可ニ参側ス」。堅、勃然トシテ作シテ色ヲ曰ク「安公ノ道德ハ可レ尊。朕以ニテシテモ天下ノ不易ヘ。輿輦之榮、未レ称シ其ノ德ニ」。即勅ニ僕射ニ扶レテ安ヲ登ハ輦ニ。俄ニ而顧ミ謂テ安ニ曰ク「朕、將ス与レ公南遊ニ吳越ニ整ニ六師一而巡狩シ涉ニ会稽ニ以テ觀中ト滄海ヲ。不ニ亦樂ニシカラ乎」。安、對ヘテ曰ク「陛下ハ心ニ御世ヲ、有ニ八州之貢富ニ。居ニ中土ニ而制ニ四海ヲ、宜下シ神ヲ無為ニ与ニ堯・舜ニ比シ隆ヲ。今欲下ニ以テ百萬之師ヲ求メント厥ノ田ノ下下之上上ヲ。且東南ノ区地ハ、地ハ卑シク氣厲シ。昔、舜・禹遊テ而不レ反ヲ、秦皇ハ適テ而不レ歸ヲ。以テ貧道ヲ觀レ之ヲ、非ニサル愚心ノ所ビ同也。平陽公ハ懿戚ナリ、石越ハ重臣ナリ。並ヒ謂フモ不可ト、猶尚見拒ムコトヲ。貧道ハ輕淺ニシテ言ハ必

釈道安に見る仏教と戦争・平和の問題

釈道安に見る仏教と戦争・平和の問題

シモサルモ允、既ニ荷フ厚遇ヲ故ニス丹誠耳。堅曰ク「非サル為ニ地不レ広カヲ民不レ足ラ治ムルニ也。將セシテ簡天心ヲ明
中カニ大運所ト在耳。順レヒテ時巡狩亦著前典。若シ来言則帝王無省方ヲ之文乎」。安曰ク「若
シ變駕必動可シ先幸シテ洛陽ニ枕メ威蓄銳伝檄江南。如其不レ服伐之ヲ未レ晩ラ」。堅不レ從ハ。
遣シテ平陽公融等ヲ精銳二十五萬為前鋒堅躬率歩騎六十萬到。頃晋遣シテ征虜將軍謝石・徐州刺史
謝玄拒之ヲ。堅ノ前軍大ニ潰於八公ノ西。晋軍逐レタルコト北ヘ三十余里。死者相枕。融馬倒レ殞首ヲ。堅ハ
單騎ニシテ而遁ル。如シ所ルカ諫メ焉。③

『晋書』卷一一四「載記一四・苻堅・下」

游於東苑ニ、命沙門道安同輦。權翼諫曰ク「臣聞ク、天子法駕、侍中陪乘スルト。清道而行ス、進止ニ有
レ度。三代ノ末主、或虧大ヒニ倫、適一時之情ニ、書セラル惡来世。故ニ班姬辭輦、垂レコト美ヲ無窮
道安ハ毀形賤士、不レ宜參シ穢神輿」。堅作シテ色ヲ曰ク「安公道冥トシテ至境ニ、德為時尊ト。朕、
拳ニトモ天下之重ヲ、未レ足以易ヘルニ之。非公ニ与フニ輦之榮ヲ、此乃朕之頭也」。命翼扶之ヲ安升ルヲ輦ニ、顧ミ
謂安曰ク「朕、將与公南游吳越ニ整六師而巡狩シ、謁シ虞陵於疑嶺ニ、瞻禹穴於会稽、泛長江、
臨瀟湘滄海ニ、不レ亦樂シカラン乎」。安曰ク「陛下ハ心御世ヲ、居中土ニ而制四維ヲ。逍遙トシテ順ハハ時ニ、以
テ適聖躬ニ、動キテハ則鳴鶴ニ響清道、止リテハ則神栖マツ無為ニ、端拱而化シ、与堯・舜ニ比隆ヲ、何ゾ
勞シテ身於馳騎、口倦於経略、櫛風沐雨、蒙塵野次セント乎。且東南區區ハ、地下氣腐ニシテ、
虞舜ノ游シテ而不レ返ラ、大禹ノ適ヒテ而弗帰ラ、何足トシテ以上ノ勞ヲ神駕ニ、下ニハ困中ス蒼生ト。詩ニ云ク『惠シミテ
此ノ中国ニ、以テ綏シテ四方ヲ』。苟ク文德足以懷レタルニ遠ヲ、可シ不レシテ煩ハサ寸兵而坐シ賓百越ト」。堅曰ク「非

爲^レ地不^レ広^カ、人不^レ力^カ足^ツ也。但思^ドフ^ミ混^ミ一^シ六^サ合^ツ、以^テ濟^中蒼^上生^ヲ。天^ノ生^シ蒸^ク庶^ヲ、樹^ル之^君者、所
 以^ハ除^キ煩^ヲ去^ルナリ乱^ヲ。安^ン得^レシヤ憚^ル勞^ヲ。朕^ハ既^ニ大^運所^レ鍾^ル、將^ド簡^シ天^心以^テ行^中天^罰。高^辛有^リ熊^泉
 之^役、唐^堯有^リ丹^水之^師、此^レ皆^著ハ^ル之^前典^ニ。昭^ニス^ノ後^ノ王^ニ。誠^ニ如^キハ^公言^フ、帝^王無^キ省^方之^文乎。
 且^ツ朕^カ此^ノ行^也、以^テ義^ヲ舉^ル耳。使^ルハ^ハ流^度衣^冠之^冑、還^其墟^墳、復^中其^ノ桑^梓、止^ヲ爲^{ナリ}濟^難銓^{ラン}カ
 才^ヲ、不^レ欲^メ窮^兵極^武。安^曰ク「若^シ鑾^駕必^ス欲^ス親^動カント、猶^ホ不^レ願^遠涉^江・淮^ヲ、可^シ暫^ク幸
 シ洛^陽、明^ニ授^ケ勝^略、馳^セ紙^檄於^丹楊^ニ、開^其改^迷之^路。如^シ其^レ不^レ庭^ニ、伐^ツモ之^ヲ可^シ也」。堅^ハ不^レ
 納^メ。先^ニ是^{ヨリ}、群^臣以^テ堅^信重^{スル}道^安、請^{ヒテ}安^曰ク「主^上ハ欲^ス有^{ラント}事^於東^南、公[、]何^ノ不^ラ爲^ニ蒼
 生^ノ致^中一^言也」。故^ニ安[、]因^テ此^ニ而^諫。苻^融及^ヒ尚^書原^紹、石^越等^上書^面諫^ムコト前後^{數十}、堅^終不^レ
 從^ハ。(4)

苻堅の東晋遠征に道安が反対した理由と、それに対する苻堅の反論を要約すると、以下ようになる。

◎道安が苻堅の遠征に反対した理由

- ・すでに広大な領域を有している。
- ・東南の地は良いところではなく、舜・禹、そして秦の始皇帝も生還しなかった⁽⁵⁾。
- ・苻融（苻堅の弟）や重臣も反対している。（『出三藏記集』『高僧伝』のみ記載）
- ・遠征は国力を疲弊させることになり、徳をもってすれば武力を用いることなく従わせることができる⁽⁶⁾。
- その際、『詩経』を引用する⁽⁷⁾。（『晋書』のみ記載）

◎苻堅による反論

釈道安に見る仏教と戦争・平和の問題

・土地や国民が不足しているのではなく、天の心や運氣を明らかにするためである。

・天下を統一して民を救うためであり⁽⁸⁾、労は厭われない。天罰を行う⁽⁹⁾のである。今回の遠征は、江南へ流れた高官たちを故郷へ帰し、困難から救って任用するための義挙であり、武力を欲しているのではない。

〔『晋書』のみ記載〕

・響⁽¹⁰⁾（高辛）や堯の戦いは古典に見える⁽¹⁰⁾。〔『晋書』のみ記載〕

・時機にしたがって巡狩（帝王が諸国を視察すること）するのは古典にあらわれている⁽¹¹⁾。仏の言葉には帝王が国を視察することはないのか。〔『出三蔵記集』『高僧伝』のみ記載。『晋書』では「如来の言」ではなく「公の言」と記す〕

これらによる限り、道安は仏典を引用していない。

二、仏図澄による石勒・石虎への諫言

道安による苻堅への諫言は、道安の師である仏図澄（二三二～三四八）による後趙王・石勒そして石虎への諫言に類似することが指摘されている⁽¹²⁾。

〔『高僧伝』巻九「竺仏図澄」〕

澄因^ナ而諫^テ曰^ク。「夫^レ王者、徳化洽^ク於宇内^ニ、則^チ四靈表瑞^ス。政弊^{ナレハ}道消^ヘ、則^チ彗孛見^ル於上^ニ。恒^ニ象^ヲ

著見シテ休咎随テ行スル。斯レ迺古今之常徴、天人之明誠ナリ。勒、甚々悦之ヲ。凡ソ忘被レ誅セ余残ノ、蒙ル其ノ益ヲ者、十二有八九。於是ニ中州ノ胡・晋、略皆奉レシム。^{オホム} (13)

『高僧伝』卷九「竺仏図澄」

後ニ晋軍出テ淮泗ヲ、隴比ノ凡城皆被テ侵逼ス。三方告急、人情危擾ス。虎乃瞋リテ曰ク、「吾之奉リ仏ヲ供ス僧ヲ。而モ更ニ致テ外寇ヲ。仏ニ無シ神矣」。澄明旦早ク入。虎以テ事ヲ問フ澄ニ。澄因リテ諫テ虎曰ク、「王過去世ニ経ヲ為シテ大商主。至リテ廟寶寺ニ、嘗テ大会ヲ。中有六十ノ羅漢。吾此ノ微身モ亦々預ス會ニ。時得道人謂レテ曰ク、『此ノ主人命尽、当受鶏身後王晋地上』。今王為王、豈非福耶。疆場軍寇、国之常ナル耳。何為怨テ謗シ三宝ヲ夜ニ興テ毒念ヲ乎」。虎迺信悟シテ跪キテ謝焉。虎常問澄、「仏法云何」。澄曰、「仏法ニハ不殺サ」。「朕為天下之主。非サレハ刑殺スルニ以テ肅清海内ヲ。既違戒ニ殺生ス。雖復事レ仏詎ツ獲福ノ耶」。澄曰ク、「帝王之事、非ハ仏ニ、当レシ在心体恭シ心順、頭暢シ三宝不レ為テ暴虐不レ害無辜ニ。至リテハ凶愚無頼、非ハ化ノ所遷ス。有レハ罪不レ得レ不レ殺サ。有レハ惡不レ得レ不レ刑セ。但當テ殺レシ可レ殺リ刑ジ可キヲ刑耳。若シ暴虐恣意、殺害セハ非サルヲ罪ニ、雖復傾財事佛法、無シ解クコト殃禍。願陛下、省欲興レ慈ヲ、広ク及サハ一切ニ則テ佛教永隆ニシテ福祚方遠カラン」。虎雖不能尽ク從フコト、而為レスコト益ヲ不レ少ナカラ。 (14)

仏図澄は、石勒に対し徳をもつて治めることの利益を説く。そして、石虎が王である理由を輪廻によつて示し、統治のあり方を仏教に結びつけて論じ、無辜の者を殺害することを戒めている。

徳によつて統治することを説くのは、先の道安の言葉と共通する。しかし、仏図澄はそれを仏教と結びつけて語るが、道安は仏教と関連づける様子がない。

三、『道安録』所載の經典の説と重臣の主張

道安が編纂した經典目錄『綜理衆經目錄』（『道安録』）は現存しないが、『出三藏記集』に引用されている。その記述を手がかりとして、道安の時代に存在した經典の中に、苻堅への諫言の根拠となりうるものがなかったかどうか、検討する。

小乗涅槃經には、阿闍世がヴァツジ族を伐つことを企てたが、釈尊がそれを止めたという説話がある。『出三藏記集』の記述から、『道安録』に支謙訳『大般泥洹經』が掲載されていたことがわかる。

『出三藏記集』卷二「新集經論錄第一」

大般泥洹經二卷

安公云出長阿含結案今長阿含与此異

…（中略）…

右三十六部。四十八卷。魏文帝時。支謙以吳主孫權黃武初至孫亮建興中所訳出⁽¹⁵⁾

現存の失訳『般泥洹經』または白法祖訳『仏般泥洹經』を支謙訳とする説がある⁽¹⁶⁾。両者とも文言は似ており、阿闍世がヴァツジ（越祇）族を伐つのを釈尊が止めたと説く。

白法祖訳『仏般泥洹經』卷上

時^ニ摩竭国王、号^{シテ}名^ニ阿闍世^ト。与^ニ越祇国^一不^ニ相^ヒ得^セ、欲^ス往^{キテ}伐^レ之^ヲ。自^ラ与^ニ群臣^一共^ニ議^ス、「越祇国^ハ富^{ナリ}、人民熾盛^{ニシテ}、多^ク出^ニ珍宝^一、不^レ首^ニ伏^セ於^ニ我^一。寧^ソ可^下起^レ兵^ヲ伐^中其^上国^一。国^ニ有^ニ賢公^一。公ノ名^ハ

雨舎。雨舎公者、逝心種也。公言ク「唯命セヨ」。王告ケテ雨舎公ニ言ク、「仏去レコト是不レ遠カラ。若持テ王ノ声ヲ、往キテ至リテ仏所ニ、頭面著足ニ、問ヘ仏ノ消息ヲ。『身体平安ヤ不ヤ、飡食如常ヤ不ヤ』ト。問仏ニ礼竟ラハ、自ヲ持テ若意ヲ白レ仏ニ言ヘ。『越祇国ハ大ニ輕イ易シ王ヲ、王ハ欲シ往キテ伐レシト之ヲ。寧ツ能得ルヤ勝ヲ不ヤ』ト」。公受ケテ王ノ教ヲ、即嚴車五百、乗騎二千、歩人二千、往キテ到リ王舎国ニ。得テ歩徑ヲ止車下リ、到リテ仏所ニ見ユ。仏前ニ頭面著シ。仏足ニ。仏与レ机使シ坐ラ、「問、国丞相、從何所来ケレリ」。公言ク、「王使臣来ケラ。稽首仏足ニ、問ヘトノ消息ヲ。『身体平安ヤ不ヤ、飡食如常ヤ不ヤ』ト」。仏即問フ、「王及レ国ノ人民、寧ツ安和不ヤ、穀糴平賤ヤ不ヤ」。公言ク、「得テ仏恩ヲ、皆自安和ナリ、風雨時節、國中豐熟ナリ」。仏言ク、「公ヨ、行道ノ人馬、皆平安ヤ不ヤ」。公言ク、「得テ仏恩ヲ、行道皆平安ニシテ無レ他」。公白レテ仏ニ言ク、「王与レ越祇国ノ有嫌フコト、欲シ往キテ伐シ壞セント之ヲ。於仏ノ意ハ何如。可シヤ得勝ヲ不ヤ」。仏言ク、「是レ越祇国ノ人民、持テ七法者、王不能得レルコト勝ヲ。不レハ持テ七法者可シ勝ツ」。仏言ク、「我昔嘗テ往リテ到リ越祇国ニ。国有急疾神舎、我止頓ニ其中ニ。越祇國中ノ諸長老、皆来リテ語リテ我ニ言ク、『阿闍世王、欲シ来リテ伐シ我ノ国。我曹謹勅自守レシ国』ト」。仏言、「我即告諸長老ニ、『莫カレ愁、莫カレ恐。若曹持テ七法ヲ、阿闍世王来ケルトモ者、不能勝レシコト汝ニ』ト」。雨舎問フ仏ニ、「七法者何等」。時ニ仏坐シ、阿難從リ後扇ケテ仏ヲ。仏告ク阿難ニ、「汝寧ツ問テ越祇国人、数相聚会シ、講議シ政事ヲ、修備自守上レ不ヤ」。対ヘテ曰ク、「聞ク其数相聚会シ、講議シ政事ヲ、修備自守上レ不ヤ」。仏言ク「如レ是ノ、彼為レ不レ衰ヘ。汝聞ク越祇、君臣常和シ、所レ任忠良ニシテ、轉相承用スト不ヤ」。対ヘテ曰ク、「聞ク其レ君臣常和シ、所レ任忠良ニシテ、轉相承用スト不ヤ」。汝聞ク越祇国、奉レ法相率ヒ、無取無願ニシテ、不レ敢ヘテ有レ過不ヤ」。曰ク「聞ク其レ奉レ法相率ヒ、無取無願ニシテ、不レ敢ヘテ有レ過」。汝聞ク越祇、礼化謹敬シ、男女有レ別、

釈道安に見る仏教と戦争・平和の問題

長幼相事フルヲ不ヤ。曰ク「聞其礼化謹敬シ、男女有別、長幼相事フルヲ」。「汝聞クヤ越祗、孝於父母ニ、遜弟ニシテ師長ニ、受中ルヲ誠・教誨ヲ不ヤ」。曰ク「聞其孝於父母ニ、遜弟ニシテ師長ニ、受中ルヲ誠・教誨ヲ」。「汝聞クヤ越祗、承天則地ニ、敬畏社稷、奉事スルヲ四時不ヤ」。曰ク「聞耳承天則地ニ、敬畏社稷、奉事スルヲ四時ニ」。「汝聞クヤ越祗、尊奉道德、国有沙門・応真及方遠来者、供養スルヲ衣被・牀臥・医藥ヲ不ヤ」。曰ク「聞其尊奉道德、国有沙門・応真及方遠来者、供養スルヲ衣被・牀臥・医藥ヲ」。「夫有ハ国者、行スルコト此七法、難可レキコト得危」。雨舍公対言ク、「使越祗持一法者、不可カラ攻ムル。何況ヤ七法ヲ」。公曰ク、「国事多キ故ニ、当還請辞ヲ」。仏言ク、「可シ宜シク知時ヲ」。即從レ坐起礼シテ仏ニ而去。(17)

失訳『般泥洹經』卷上

時ニ摩竭王阿闍世、与ト越祗不相得セ。衆臣議言ク、「越祗自恃国富民衆、地沃野豊カニシテ多出珍宝、不首伏セ我ニ。当往攻伐」。国賢大臣名曰雨舍、梵志種也。王命「使行キ、稽首シ仏足ニ、敬問ヘ消息ヲ、興居輕シテ強氣力ヲ以テ遊歩シ、徳化ハ日コトニ昇リタマフヤ」ト。言ベシ「阿闍世、与ト越祗有憾スルコト。衆臣之議、欲往攻伐セント。願クハ衆祐」ト。有ラムハシ以テ教フルコト之ヲ。大臣受ク命。即チ嚴車五百乘、騎二千、歩人二千、行詣鶴山ニ。到小道口ニ、下車歩進ム。見仏ニ歡喜、貌色恭シク辞シ、氣重揖讓シ畢リ長跪言ク、「摩竭王阿闍世、稽首シ仏足ニ、敬問消息、興居輕シテ強氣力ヲ以テ遊歩シ、徳化ハ日コトニ昇リタマフヤ」ト。仏言ク「甚善シ。王与ト国人及汝皆安ヤ不」。雨舍白言ク、「王与ト越祗有憾ムコト。衆臣之議、以彼自恃国富民衆、地沃野豊カニシテ多出珍宝、不首伏我ニ。欲往攻伐セント

之ヲ。願クハ聞カセタマヘ仏ノ教ヲ。仏報^{フツ}大臣^ニ、「昔吾一時曾遊^フ越祇正^ニ躁神舎^ニアリ。見ルニ其ノ国人^ハ、皆多^ク謹勅^ニナリ。我時^ニ為^レ説^クヲ治^ル国七法^ヲ、不危^ノ之道^ヲ。其能^ハ行^ハ者、日^ニ当^ニ興盛^シ未^ル之衰^ヘ也^{ナリ}。即^チ又^チ手^ヲ言^ク、[「]願^クハ聞^カセタマヘ七法^ヲ。蓋^シ何^ヲ施^セ行^センヤ[」]。仏言^ク「諦^ニ聴^ク」。对^ヘテ曰^ク「受^レム教^ヲ」。時賢者阿難^ハ、住^シテ後^ニ扇^ニ仏ヲ。仏言^ク阿難^ニ、「汝寧^ニ不^レ聞^ル越祇^ノ人数相聚会^シ、講^論政事^ヲ、修^メ備^ヘ自^ラ守^ラント[」]。对^ヘテ曰^ク、「聞^ク其^レ数相聚会^シ、講^論政事^ヲ、修^メ備^ヘ自^ラ守^ラント[」]。仏言^ク「如^レハ是^ハ、彼^ハ為^レス不^レ衰^ニ。汝聞^ク越祇^ノ君臣常^ニ和^シ、所^レ任^セ忠良^ニ、轉^ビ相^ニ承^テ用^スト[」]。对^ヘテ曰^ク、「聞^ク其^レ君臣常^ニ和^シ、所^レ任^セ忠良^ニ、轉^ビ相^ニ承^テ用^スト[」]。汝聞^ク越祇^ノ法相^ニ率^ビ、無^ク取^ル無^ク願^ニ、不^レ敢^テ有^ル過^ニ。对^ヘテ曰^ク、「聞^ク其^レ奉^レ法^ヲ相^ニ率^ビ、無^ク取^ル無^ク願^ニ、不^レ敢^テ有^ル過^ニ」。汝聞^ク越祇^ノ礼化^ニ謹敬^シ、男女有^ル別^ニ、長幼相^ニ事^{フル}ヲ[」]。对^ヘテ曰^ク、「聞^ク其^レ礼化^ニ謹敬^シ、男女有^ル別^ニ、長幼相^ニ事^{フル}ヲ[」]。汝聞^ク越祇^ノ孝^ニ於^テ父母^ニ、遜^ニ悌^ニ師長^ニ、受^ケ識^ル教^ヲ誨^スト[」]。对^ヘテ曰^ク、「聞^ク其^レ孝^ニ於^テ父母^ニ、遜^ニ悌^ニ師長^ニ、受^ケ識^ル教^ヲ誨^スト[」]。对^ヘテ曰^ク、「聞^ク其^レ對^ヘテ曰^ク、「聞^ク其^レ承^テ天^ニ則^ニ地^ニ、敬^ニ畏^ル鬼神^ヲ、敬^ニ順^{スル}四時^ニト[」]。汝聞^ク越祇^ノ尊^ニ奉^ニ道德^ヲ、国^ニ有^ル沙門^ニ、忠真^ニ及^テ四方^{ヨリ}來^ル者^ヲ、供^ニ養^{スル}衣^ヲ・食^ヲ・臥^ニ床^ニ・疾^ニ藥^ヲト[」]。对^ヘテ曰^ク、「聞^ク其^レ尊^ニ奉^ニ道德^ヲ、国^ニ有^ル沙門^ニ、忠真^ニ及^テ四方^{ヨリ}來^ル者^ヲ、供^ニ養^{スル}衣^ヲ・食^ヲ・臥^ニ床^ニ・疾^ニ藥^ヲト[」]。仏言^ク、「夫^レ有^ルハ国者^ハ、行^ススルコト此^ノ七法^ヲ、難^ク可^クキコト得^ル危^キヲ[」]。雨舍^ニ对^ヘテ曰^ク、「使^メハ越祇^ノ人持^テ一^ヲ者^ヲ、尚^レ不^レ可^ク攻^ムル。何^ニ況^ニ有^ルレヤ七^ヲ。国事多^ク故^ニ当^ニ還^ル、請^フ辞^ヲト[」]。仏言^ク、「可^ク置^ク知^ル是^ノ時^ヲト[」]。即^チ從^テ座^ニ起^テ、礼^シテ仏^ニ而^テ去^ルト[」]。

いずれも、国が危機に遭わない七法⁽¹⁹⁾を説く。

(1) 政治を会議する。(2) 君臣和す。(3) 法に従つて破らず、これを受け継ぐ。(4) 礼と教化を謹み敬い、

男女の別があり、長幼ともにつかえる。(5) 父母に孝行し、目上の者に従い、教えを受ける。(6) 天をいただき地に則り、社稷を敬い(『般泥洹經』では「鬼神に敬」)、常に奉って順う。(7) 道徳を尊び、沙門・阿羅漢に供養する。

これらを一つでも守っている国を攻めるべきではないと説く。

また、道安による苻堅への諫言に先立ち、前秦の重臣の多くが東晋への遠征に反対したことが『晋書』に記される。

『晋書』卷一一四「載記一四・苻堅・下」

左僕射權翼進曰ク「臣、以為晋未_レ可_レ伐ツ。夫_レ以_レ紂_ハ之_レ無道_ニシテ、天下離_レモ心、八百諸侯不_レシテ謀_ラ而
至_リ、武王猶曰_ヒ彼_ニ有_リ人焉、廻_レ師止_シ旆_ヲ。三仁誅放、然後_ニ奮_テ戈_ヲ牧_テ野_ニ。今晋道雖_レ微_{カス}、未_レ聞_カ
レ喪_レ徳_ヲ、君臣和睦_シ、上下同_ク心_ヲ。謝安、桓沖、江表偉才_ニシテ、可_レ謂_フ晋_ニ有_リ人焉。臣聞_ク師_ヲ克_ツハ在_レリ
和_ニ、今晋和_ス矣、未_レ可_レ凶_ヲ也」。…(中略)…太子左衛率石越対曰ク「呉人恃_テ陰_ヲ偏隅_ニアリ、不_レ實_シカ
王命_ニ。陛下親_シ禦_ス六師、問罪_ヲ衡_ヲ・越。誠合_ス人神四海之望_ニ。但_シ今歲鎮星守_ニ門_ヲ。福德有_リ呉_ニ。
懸象無_レ差_ヲ、弗可_レ犯_ス也。且晋中宗藩王_{ナル}耳_モ、夷夏之情_{アリ}テ、鹹共_ニ推_テ之_ヲ、遺愛猶_ホ在_リ於_ニ人_ニ。
昌明其孫也。国_ニ有_リ長江之險、朝_ニ無_クトモ_モ昏_ニ之_ヲ。臣、愚_{ナル}モ以_テ為_ニ利_シセン_カ用_テ修_レ徳_ヲ。未_レ宜_レカ_ニ動_ス
レス師_ヲ。孔子曰_ク「遠人_ニ不_レ服_セ、修_メ文徳_ヲ以_テ來_ス之_ヲ」。願_ク保_テ境_ヲ養_テ兵_ヲ、伺_ハ其_ノ虚隙_ヲ」。…(中略)…
越曰ク「臣聞_ク、紂_ハ為_ニ無道_ヲ、天下患_テ之_ヲ。夫差淫虐_ニシテ、孫皓_ハ昏暴_ニシテ、衆_ハ叛_テ親_ニ離_ニ、所以敗_ル也。
今晋雖_レ無徳_ト、未_レ有_ニ斯罪_ヲ。深願_ク厲_テ兵_ヲ積_ミ粟_ヲ以_テ待_ク天_ノ時_ヲ」。…(中略)…融曰ク「歲鎮_ニ在_リ斗

牛^ニ、吳越之福^{ナルハ}、不^レ可^{カラ}以^テ伐^ツ一也。晋主休明^{ニシテ}、朝臣用命^{ナルハ}、不^レ可^{カラ}以^テ伐^ツ二也。我數戰^ヒ、兵^ハ疲^ミ、將倦^ミ、有^{ルハ}憚^{レル}敵^ヲ之意、不^レ可^{カラ}以^テ伐^ツ三也。諸言^フ不可^ト者、策之上也、願^{クハ}陛下納^メ之^ヲ」。⁽²⁰⁾

権翼は周の武王の故事⁽²¹⁾を取り上げ、「東晋には徳が失われておらず君臣の和があり、すぐれた人物がいる。和があれば戦いに勝つ⁽²²⁾と聞くが、晋には和がある」として、遠征に反対した。石越は、星回りが良くないこと、東晋にとって長江は要害の地であり、東晋の初代皇帝・元帝（廟号は中宗）は今も人望があり当代の孝武帝（字は昌明）はその孫であることなどを挙げ、孔子の言葉⁽²³⁾を引用する。さらに、殷の紂王、呉王・夫差、呉の皇帝・孫皓は暴君⁽²⁴⁾なので、民衆や親族が離れて敗れたが、東晋はそれらと異なると主張。苻融は、星回りが良くないこと、東晋の皇帝はすぐれており臣下がその命に従っていること、前秦は戦いが重なり将兵が疲弊しているという三点を挙げ、東晋を伐つべきはでないと訴えた。

これらの主張のうち、「和がある国を伐つべきではない」という点は、『仏般泥洹經』『般泥洹經』の説と通じる。前述の通り、道安は重臣の要請を受け、苻堅を説得しようとした。しかし道安は、苻堅に諫言する際に『仏般泥洹經』『般泥洹經』を取り上げていない。

結

道安が苻堅の東晋遠征を止めようとした際、根拠となる仏典などが当時存在したがそれを取り上げず（少なくとも明示せず）、古代の帝王の故事などを論拠とする。さらに、『晋書』における道安の言葉には儒教の影響が強く表れている⁽²⁵⁾。『晋書』は、苻堅（字は永固）^{あさな}が儒教の理念に則って政務に勤めた⁽²⁶⁾と記し、その統治を高く評価する。

『晋書』卷一一五「載記一五・苻丕苻登」

史臣曰ク。…（中略）…永固^{ニシテ}雅量^{ニシテ}。瑰姿^{ナリ}。…（中略）…遵明王之徳教^ニ、闡先聖之儒風^ヲ、撫育^シ黎元^ヲ、憂勤^ス庶政^ニ。王猛^ハ以宏材^{ナルヲ}、緯軍国^ヲ、苻融^ハ以懿戚^{ナリ}、賛^{カス}經綸^ヲ、權薛^ハ以諒直^{ナルヲ}、進規謨^ヲ、鄧・張^ハ以忠勇^{ナルヲ}、恢威略^ヲ。俊賢^ノ効足^リ、杞梓^呈才^ヲ。文武兼施^シ、徳・刑具^ニ舉^{ケル}。乃平^ケ燕^ヲ、定^メ蜀^ヲ、擒^メ代^ヲ、吞^ミ涼^ヲ、跨^リ三分之^ニ、居^{スル}九州之^七。遐荒^ニ慕義^ヲ、幽險^ニ宅^ヲ心^ヲ。因止^{ムル}馬^ヲ而獻^シ歌^ヲ、托^テ棲^{スルヲ}鸞^ヲ以成^ス頌^ヲ。因^テ以^テ功^ヲ侔^{ヒト}曩^{サキ}烈^ニ、豈直^ニ化^{シテ}治^ハ乎^ヤ。当年^ニ、雖五胡之盛^ト、莫^ク之^ニ比^{ズルハ}也。⁽²⁷⁾

道安の目的は、苻堅による東晋遠征を止めることであつた。その目的を達成するためには、仏教ではなく古代の帝王の故事や儒教を説く方が有効であると、道安が判断したと考えられる。

また、「君臣の和がある国を攻めるべきではない」という主張は、道安に先立つて前秦の重臣が行っている。

しかし、苻堅は考えを変えなかった。そのため道安は、經典に「君臣の和がある国を攻めるべきではない」と説かれることを知っていたが、それを援用しなかったと推定することもできる。

いずれにせよ道安は、「仏教僧であるから仏教としての見解を打ち出す」ことよりも、「何が目的の達成に寄与するか」を優先していたと見てよい。

ところで、苻堅は道安に対し「如来の言のごときは則ち帝王、方を省るの文無きか」と語っている⁽²⁸⁾。苻堅は儒教の理論によって東晋遠征を正当化したが、正当化の根拠を仏教にも求めていた可能性を指摘できる。

註

⁽¹⁾ 南部松雄「釈道安私見」(『龍谷史壇』五六・五七、昭和四一年)は「道安は後に苻堅の南征の意向を諫めるが、堯舜以来の歴史的地から説く淡淡としたその口調には、ひとり仏教徒としてよりも、より社会人より知識人あるいは常識人としての彼の一面を見るかのごとくである」と述べる。任継愈『定本中国仏教史Ⅱ』(柏書房、平成六年)一九七頁は、「この諫言が依拠する道理は仏教の教義ではなく、伝統的な儒家の考え方である」と言う。

⁽²⁾ 大正五五・一〇八下〜一〇九上

⁽³⁾ 大正五〇・三五三上〜中

⁽⁴⁾ 中華書局『晋書』第九冊二九一三〜二九一四頁

⁽⁵⁾ 『史記』卷一「五帝本紀」

釈道安に見る仏教と戦争・平和の問題

舜年二十^{ニシテ}以^レ孝聞^ホ、年三十^{ニシテ}堯^ニ奉^ケ之^ヲ、年五十^{ニシテ}攝^リ行^シ天子ノ事^ヲ、年五十八^{ニシテ}堯^ニ崩^ク、年六十一^ニ代^{リテ}堯^ニ踐^キ帝位^ヲ、踐^キ帝位^ヲ三十九年、南巡狩^シ、崩^ス於蒼梧之野^ニ。葬^リ於江南ノ九疑^ニ、是^レ為^ス零陵^ト。

(中華書局『史記』第一冊四四頁)

【史記】卷二「夏本紀」

十年、帝禹東^ニ巡狩^シ、至^{リテ}於会稽^ニ而崩^ス。

(中華書局『史記』第一冊八三頁)

【史記】卷六「秦始皇本紀」

三十七年十月癸丑、始皇出游^ス。…(中略)…還^{リテ}過^リ吳^ヲ、從^リ江乘^ヲ渡^ル。並^ビ海上^ニ、北^{シテ}至^ル琅邪^ニ。…(中略)…遂^ニ並^{ビテ}海^ニ西^ニス。至^{リテ}平原津^ニ而病^ム。…(中略)…七月丙寅、始皇崩^ス於沙丘^ノ平台^ニ。

(中華書局『史記』第一冊二六〇～二六四頁)

⁽⁶⁾ 徳をもつてすれば従わせることができるという思想は、以下の文献に見られる。

【論語】「季氏」

遠人^{不^レレハ}服^セ、則^チ脩^{メテ}文德^ヲ以^テ來^シ之^ヲ。既^レ來^シ之^ヲ、則^チ安^ラシ之^ヲ。

(中華書局『十三經注疏(下)』二五二〇頁)

【春秋左氏伝】「僖公七年」

管仲言^テ於齊侯^ニ曰^ク。「臣聞^レ之^ヲ。招^{クニ}ハ攜^{ハナ}ルヲ以^テシ礼^ヲ、懷^レ遠^ヲ以^テス德^ヲ。徳礼不^レレハ易^ヘ、無^{シト}人^{トシテ}不^レレハ懷^カ」。

(中華書局『十三經注疏(下)』一七九八頁)

(7)『詩經』「大雅・生民之什・民勞」

民亦勞止

汔可ニ小康一

民亦勞せり

汔ニひねはくは小康すべし

惠ニ此中国一

以綏ニ四方一

此の中国を恵いづしみて

以て四方を綏やすんぜよ

無レ縱レ詭隨

以謹ニ無良一

詭隨ほしままを縱とどにすること無く

以て無良ぶりやうを謹つつしましめよ

式遏寇虐

懜不レ畏レ明

式もつて遏とどめよ寇虐もつの

懜すなはち明を畏れざるを

柔レ遠能レ邇

以定ニ我王一

遠もつきを柔やすんじ邇ちかきを能やすんじ

以て我が王を定やすんぜよ

(中華書局『十三經注疏(上)』五四八頁。訓読は石川忠久著・明治書院『新釈漢文大系第一一卷詩經(下)』

一八二頁による)

(8)任前掲書二一七頁は、これが『書經』「泰誓」によると指摘する。

『書經』「周書・泰誓上」

天佑ニ下民一、作ニ之カ君ト、作ニ之カ師ト。惟其レ克ヨク相ニ上帝一、寵ニ綏ス四方一。有レ罪無レ罪、予曷ソ敢有レ越オコ

ニスコト
厥ノ志

(中華書局『十三經注疏(上)』一八〇頁)

(9)任前掲書二一七頁は、これが『書經』「泰誓」及び「多士」によると指摘する。

『書經』「周書・泰誓下」

奉ニ予一人一、恭ニ行セヨ天罰一。

(中華書局『十三經注疏(上)』一八二頁)

『書經』「周書・多士」

我乃チ明ニ致ス天罰一。

(中華書局『十三經注疏(上)』二二〇頁)

釈道安に見る仏教と戦争・平和の問題

釈道安に見る仏教と戦争・平和の問題

(10) 『呂氏春秋』卷二〇「召類」

堯ハ戦^ハ於丹水之浦^ニ、以^テ服南蛮^ヲ。

(中華書局『諸子集成』第六冊二六二頁)

(11) 『礼記』「王制」

天子五年^ニ一^ニ巡守^ス。歳二月、東^ニ巡守^シ、至于岱宗^ニ。柴^{シテ}而望^ミ祀^ノ山川^ヲ、觀^ミ諸侯^ヲ。問^フ百年^ノ者^ヲ就^テ見^{シテ}之^ヲ。命^{シテ}大師^ニ陳^ハ詩^ヲ、以^テ觀^ル民風^ヲ。命^{シテ}市^ニ納^メ賈^ヲ、以^テ觀^ル民之所^ヲ好惡^ヲ。志淫^{スレハ}好^ミ辟^{トナル}。命^{シテ}典^ニ礼^ニ、考^ヘ時^ヲ月^ヲ定^シ日^ヲ、同^{シクシテ}律^ヲ・礼^ヲ・樂^ヲ・制度^ヲ・衣服^ヲ、正^シ之^ヲ。山川^ノ神祇^ヲ、有^{ラハ}不^レ舉^ゲ者^ヲ、為^シ不^レ敬^ト、不^レ敬^ト者^ハ君削^ル以^テ地^ヲ。宗廟^ニ有^{ラハ}不^レ順^ト者^ヲ、為^シ不^レ孝^ト、不^レ孝^ト者^ハ君絀^{クル}以^テ爵^ヲ。變^{シテ}礼^ヲ易^{ヘル}樂^ヲ者^ハ、為^シ不^レ從^ト、不^レ從^ト者^ハ君流^ス。革^{ムル}制度^ヲ・衣服^ヲ者^ハ、為^シ畔^ト、畔^ノ者^ハ君討^ツ。有^ル功^ヲ德^ヲ於民^ニ者^ハ、加^ヘ地^ヲ進^ム律^ヲ。五月、南^ニ巡守^シ、至于南嶽^ニ。如^シ東^ノ巡守^シ之礼^ヲ。八月、西^ニ巡守^シ、至于西嶽^ニ。如^シ南^ノ巡守^シ之礼^ヲ。十有一月、北^ニ巡守^シ、至于北嶽^ニ。如^シ西^ノ巡守^シ之礼^ヲ。婦^ヲ反^{リテ}于祖^ニ禰^ニ、用^フ特^ヲ。

(中華書局『十三經注疏(上)』一三二七〜一三二八頁)

これと同様の内容が『書経』「虞書・舜典」(中華書局『十三經注疏(上)』一二七〜一二八頁)にある。

(12) 任前掲書一九七頁

(13) 大正五〇・三八三下

(14) 大正五〇・三八五上〜中

(15) 大正五五・六下〜七上

(16) 宇井伯寿「般泥洹經二卷の訳者は支謙か」(『訳経史研究』、岩波書店、昭和四六年)は、現存の失訳『般泥

洹經』が支謙訳であると見る。岩松浅夫「涅槃經小本の翻訳者」(『印度学仏教学研究』二五―一、昭和五一年)は、白法祖訳『仏般泥洹經』を支謙訳と捉える。

(17) 大正一・一六〇中々下

(18) 大正一・一七六上々中

(19) 『仏般泥洹經』『般泥洹經』のこの箇所には儒教的改変が見られるという(中村元『仏典講座1 阿含經(卷)遊行經(上)』、大蔵出版、昭和五九年、九一―九九頁)。

(20) 中華書局『晋書』第九冊二九一二―二九一三頁

(21) 『論語』『微子』

微子去_レ之_ヲ、箕子為_レ之_ノ奴_ト、比干諫_メ而死_ス。孔子曰、殷有_三仁_ヲ焉。

(中華書局『十三經注疏(下)』二五二八頁)

『史記』卷四「周本紀」

是時、諸侯不_レ期_ニ而會_{スル}盟津_ニ者八百諸侯_{ナリ}。諸侯皆曰_ク「紂可_レ伐_ツ矣」。武王曰_ク「女未_レ知_ル天命_ヲ、未_レ可_ナ也」。乃還_レ師_ヲ歸_ル。居_ル二年、聞_ク紂_ノ昏乱暴虐_{イデ}滋_シ甚_シ、殺_シ王子比干_ヲ、囚_ヘ箕子_ヲ、太師疵_ト少師彊_ハ抱_{キテ}其_ノ樂器_ヲ而奔_{ハシ}歸_ル。周_ニ。於是武王徧_ニ告_グ諸侯_ニ曰_ク「殷有_三重罪_{ナリ}、不_レ可以_テ不_レ畢_ス伐_ツ」。乃遵_レ文王_ニ、遂_ニ率_{ヒテ}戎車三百乘、虎賁三千人、甲士四萬五千人、以_テ東伐_ス紂_ヲ。十一年十二月戊午、師畢_ス渡_リ盟津_ヲ、諸侯咸_ニ會_ス。曰_ク「孳孳_{トシテ}無_レ怠_ル怠_ル」。武王乃作_リ太誓_ヲ、告_グ於衆庶_ニ「今殷王紂乃用_ニ其婦人之言_ヲ、自絶_ス于天_ヲ、毀_シ壞_シ其_ノ三正_ヲ、離_ル邊_ル其_ノ王父母弟_ヲ、乃斷_チ棄_シ其_ノ先祖之樂_ヲ、乃為_シ淫聲_ヲ、

釈道安に見る仏教と戦争・平和の問題

用^マ変^レ乱^シ正声^ヲ、怡^シ説^ス婦人^ヲ。故^ニ今^ニ予^ノ發^ス、維^コ共^ニ行^ハ天罰^ヲ。勉^メ哉^ヲ夫子、不^レ可^{カラ}再^ビ、不^レ可^{カラ}三^{タビ}」。

（中華書局『史記』第一冊一二〇～一二二頁）

(22) 「師克在和」の語は「春秋左氏伝」に見える。

『春秋左氏伝』「桓公十一年」

十一年、春。齊・衛・鄭・宋、盟^{イカ}于惡曹^ニ。楚^ノ屈瑕^ヲ將^シ盟^ハ于^ハ漢^ニ。式^ニ軫^ニ。鄧人^ノ軍^シ於^ニ蒲騷^ニ、將^ス與^ニ隨・絞・州・蓼^ヲ伐^シ中^ニ。楚^ノ師^ヲ上^リ。莫^ク敖^シ患^フ之^ヲ。門^ノ廉^曰ク、「鄧人^ノ軍^シ其^ノ郊^ニ、必^ズ不^レ誠^ヲ。且^ツ日^ニ虞^ラン四邑^ノ之^ノ至^ル也。君^次於^ニ郊^ニ、鄧^ニ以^テ禦^ケ四邑^ヲ。我^以銳^ヲ師^ヲ宵^ニ加^ヘ於^ニ鄧^ニ。鄧^ニ有^リ虞^ル心^ニ而^モ恃^ミ其^ノ城^ヲ、莫^ク有^ル鬥^ニ志^ヲ。若^シ敗^レ鄧^ノ師^ヲ、四邑^ノ必^ズ離^レン」。莫^ク敖^曰ク、「盍^ニ請^フ濟^サ師^ヲ於^ニ王^ニ」。對^テ曰^ク、「師^ノ克^シ在^ニ和^ニ、不^レ在^ニ衆^ニ。商^ノ周^ノ之^ノ不^レ敵^セ、君^ノ之^ノ所^ニ聞^ク也。成^ニ軍^ヲ以^テ出^テ、又^モ何^ヲ濟^サン^ヲ焉」。莫^ク敖^曰ク、「卜^レ之^ヲ」。對^テ曰^ク、「卜^トハ以^テ決^スルナリ疑^ヲ、不^レ疑^ハ何^ノト^ヲヤ」。遂^ニ敗^リ鄧^ノ師^ヲ於^ニ蒲騷^ニ、卒^ニ盟^ヒ而^モ還^{ラン}。

（中華書局『十三經注疏（下）』一七五五頁）

(23) 『論語』「季氏」（註6参照）

『史記』卷八七「列伝二七・李斯列伝」

趙高^案治^ス李^ス斯^ヲ。李^ス斯^ヲ拘^テ執^シ束^シ縛^セラ^レシ、居^テ圜^中に、仰^テ天^ヲ而^モ嘆^シテ曰^ク「嗟^ハ乎、悲^夫。不^レ道^ニ之^ノ君^ヲ、何^ヲ可^キ為^スニ計^ル哉。昔^者、桀^ハ殺^シ閔^龍逢^ヲ、紂^ハ殺^シ王^子比^干、吳^王夫^差ハ殺^ス伍^子胥^ヲ。此^ノ三^臣者、豈^ニ不^レ忠^ナナラン哉。然^{レトモ}而不^レ免^ル於^ニ死^ニ、身^ヲ死^シテ而^モ所^ニ忠^ス者^非也。今^吾智^ハ不^レ及^ニ三^子、而^モ二^世之^ノ無^レ道^ハ過^ル於^ニ桀^ヲ、紂^ヲ、夫^差。吾^以忠^ヲ死^ス、宜^シキ^ヲ矣。且^ツ二^世之^ノ治^ム豈^ニ不^レ乱^ル哉」。

（中華書局『史記』第二冊二五六〇頁）

『三国志』卷四八「呉書三」

評曰ク…（中略）…^テ咍之淫刑所^{ニシテ}濫スル、隕斃シ流黜スル者、蓋シ不^レ可^ニ勝数ス。是^ヲ以テ群下ノ人人惴恐シ、皆日日以冀フモ、朝^{ニハ}不^レ謀^レ夕ヲ。其^{カハル}災惑、巫祝、交^ニ致^ス祥瑞^ヲ、以^テ為^ニ至急ナリ。昔舜、禹躬^ヲ稼^ヘ、至聖之德^{トナルモ}、猶^ホ或^ハ矢^コ誓^シ衆臣^ニ、「予違^{ハハハシ}女弼^ケヨ」ト、或^ハ抨^ニシテ昌言^ヲ、常^ニ「若^ハ不^レ及^ハ」トイフ。況^{シヤ}咍凶頑^{ニシ}テ、肆^コ行^シ残暴^ヲ、忠諫^ノ者^ヲ誅シ、讒諛^ノ者^ヲ進^メ、虐^ク用^テ其民^ヲ、窮^メ淫^ヲ極^レム修^ヲ、宜^シ腰首分離シ、以^テ謝^ス百姓^ニ。

（中華書局『三国志』第五冊一一七八頁）

(25)『出三藏記集』『高僧伝』にもとづけば南部前掲論文のような評価に、『晋書』を基準とすれば任前掲書のうな見解となる（註1参照）。なお、吉川忠夫・船山徹訳『高僧伝（二）』（岩波書店、平成二十一年）一三一頁は、『高僧伝』における道安の言葉に『書経』の一節が用いられていることを指摘する。

(26)谷川道雄『隋唐帝国形成史論』（筑摩書房、昭和四十六年）一〇五頁は苻堅の理念について、「その政治理念は中国古来の政治道德に則ったものであり、かれが儒学振興に異常な熱意を示したことに密接なつながりがある。」と述べる。

ただし、苻堅は仏教を軽視していたのではない。苻堅は道安を崇敬するだけでなく、亀茲国にいた鳩摩羅什を迎えようとしており（『出三藏記集』卷一四「鳩摩羅什伝」、大正五五・一〇〇下。『高僧伝』卷二「鳩摩羅什」、大正五〇・三三一中。『晋書』卷九五「列伝六五・芸術伝・鳩摩羅什」、中華書局『晋書』第八冊二五〇〇頁）、さらに朝鮮半島の高句麗へ僧・順道を派遣して仏教を伝えている（『三国遺事』卷三、大正四九・九八六上）。

(27)中華書局『晋書』第九冊二九五〜二九五六頁

(28) 『出三蔵記集』卷二五（註2参照）、『高僧伝』卷五（註3参照）。なお、『晋書』の該当箇所では「如来の言」ではなく「公の言」となっている（註4参照）。